

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣 旨

「地方公務員法」および「地方自治法」の一部改正に伴い、非常勤職員の適正な勤務条件を確保する会計年度任用職員制度が創設されるため、所要の改正を行う。

2 制度移行後の任用予定

【現行：H31.4.1現在】					【移行後】	
区 分	知事部局等	学 校	警 察	合 計	区 分	合 計
アルバイト	470	177	62	709	会計年度 任用職員	2,064
嘱託職員 (下記以外)	410	846	99	1,355		
小 計	880	1,023	161	2,064		
嘱託職員 (学識経験者等)	54	136	-	190	特別職 非常勤職員※1	190
合 計	934	1,159	161	2,254	合 計	2,254

※1 特別職非常勤職員の例 博物館の特別館長、健康福祉センターの嘱託医等

3 条例概要 (総務省マニュアルに沿った対応)

会計年度任用職員に対する報酬、期末手当等の支給に関する規定を整備

- ・報 酬 常勤職員に適用される給料表を基礎に算定
- ・期末手当 常勤職員に準じて支給 (2.6月分)

(参考) 会計年度任用職員の勤務条件等

- ・任 用 公募により選考
- ・休 暇 忌引休暇および病気休暇等を新たに付与
- ・服 務 守秘義務および職務専念義務等を適用

4 代表的な非常勤職員の移行後の給与

(1) 一般事務アルバイト

現 行	⇒	移 行 後
勤務日数：月17日 (7.5h/日)		勤務日数：月17日 (7.5h/日)
報酬日額：6,500円 (月11.1万円)		報酬日額：6,700円 (月11.4万円) ※2
期末手当：支給なし		期末手当：30万円 (2.6月分)
年 収：133万円		年 収：166万円

※2 給料表の1級1号給を基準に算定

(2) 嘱託職員 (例：県税窓口対応、Uターン相談等の場合)

現 行	⇒	移 行 後
勤務時間：週29時間		勤務時間：週29時間
報酬月額：13.4万円～15.8万円		報酬月額：14.2万円 ※3
期末手当：支給なし		期末手当：37万円 (2.6月分)
年 収：161万円～190万円		年 収：207万円

※3 常勤職員の大卒初任給1級29号給を基準に算定

5 施行日

令和2年4月1日

県内市町が県条例を参考に9月議会で条例改正を進め、令和2年4月から会計年度任用職員を任用できるよう、今議会上程

6 スケジュール

令和元年 6月 議会に關係条例を上程
 ～12月 人事委員会規則等の制定・改正
 令和2年 1月 募集開始
 2月 選考
 4月 任用